

○由布市水道水源保護条例
平成27年12月22日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、市の水道に係る水質の汚濁を防止し、安全で良質な水を安定的に確保するため、その水源を保護するために必要な措置を講じ、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域で、水道の原水の取水に係る区域をいう。
- (2) 水源保護区域 水道の水源及びその上流地域並びに集水地域のうち、水源の水質の保全及び水量に影響があると認められる地域で市長が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 産業廃棄物処理業
 - イ 砕石業
 - ウ 砂利採取業
 - エ その他水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業又は水源の水量に影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が認める事業
- (4) 規制対象事業 対象事業のうち、水道に係る水質を汚濁し、若しくは汚濁するおそれのある事業又は水量を減量及び枯渇させるおそれのある事業で、第7条第4項の規定により規制対象事業と判定されたものをいう。
- (5) 事業者 対象事業を行う者又は行った者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に係る施策を定め、水質の保全に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 何人も、市が実施する水源の保護に係る施策に協力し、自らも水源保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、水源の保護に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護区域の指定)

第6条 市長は、水源を保護するために、水源保護区域を指定するものとする。

2 市長は、水源保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ由布市水道水源保護審議会(第14条に規定する審議会をいう。以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により、水源保護区域の指定をしたときは、その旨を直ちに告示しなければならない。

4 水源保護区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、水源保護区域を変更し、又はその指定を解除しようとする場合について準用する。

(協議及び措置等)

第7条 水源保護区域内において、対象事業を行おうとする者は、あらかじめ市長と協議するとともに、関係地域の住民に対し、対象事業の計画及び内容を周知させるために、説明会の開催その他必要な措置をとらなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議について、水源の水質を保全するために必要があると認められるとき又は水源の水量に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導をすることができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による協議をしないとき又は前2項の規定による措置をとらないとき若しくはとる見込みがないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置をとるよう勧告するものとする。

4 市長は、第1項の規定による協議の申出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業に該当するかどうかを判定し、その結果を速やかに事業者に通知するものとする。

5 前4項の規定は、対象事業の内容を変更しようとする場合について準用する。

(規制対象事業の禁止)

第8条 何人も、水源保護区域内において規制対象事業をしてはならない。

(事前着手の禁止)

第9条 事業者は、規制対象事業に該当しない旨の通知があるまでは、対象事業の建設工事又は変更に着手してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して対象事業の建設工事又は変更に着手した者に対して、それぞれ当該建設工事又は変更の一時停止を命ずることができる。

(中止命令等)

第10条 市長は、第8条の規定に違反して規制対象事業に着手した者に対し、当該規制対象事業の中止を命ずることができる。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

(報告及び調査等)

第11条 市長は、必要に応じ、事業者に対し、排出水の状態その他必要事項に関し報告を求め、又は市長が指定する者を対象事業場に立ち入らせ、排出水の状態若しくは排出水に関する施設を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善勧告)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告又は調査において、水源の水質を汚濁させ、又は汚濁させるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて改善するよう勧告することができる。

(公表)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を公表することができる。

(1) 第7条第1項の規定による市長との協議又は関係地域の住民に対する説明会その他の措置において、虚偽の計画及び内容の説明を行ったとき。

(2) 正当な理由なく第7条第3項の規定による勧告に応じないとき。

(3) 正当な理由なく第9条の規定による事前着手をしたとき。

(4) 正当な理由なく第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は立入調査を拒んだとき。

(5) 正当な理由なく前条の規定による勧告に応じなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者にもその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(審議会の設置等)

第14条 水源の保護に関する重要な事項について調査審議するために、由布市水道水源保護審議会を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 専門的知識を有する者

(2) 関係行政機関及び関係団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(由布市水道水源地域保護条例の廃止)

2 由布市水道水源地域保護条例(平成17年条例第209号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、由布市水道水源地域保護条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第6条に規定する水源保護区域を指定するまでの間は、由布市水道水源地域保護条例の規定は、なおその効力を有する。